第16期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及びその運用状況の概要」‥‥ 1 頁
計算書類の「株主資本等変動計算書」‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 5 頁
「個別注記表」‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 6 頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.headwaters.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社ヘッドウォータース

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社取締役会で決議した会社法第362条第４項第６号に規定する体制（内部統制システム）の概要は次の通りです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

② 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

③ 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。

④ 取締役は、各監査役が監査役協議会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書は、当社社内規程等に従い適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。

② 法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、直ちに取締役会及び担当部署に通報し、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署が把握に努めるとともに、対応し、改善する。

(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

② 日常の職務執行に関しては、組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、効率的に業務を遂行する体制を整備する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。

② 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査役協議会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。

③ 従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 当社は監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役協議会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとする。配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。

② 使用人が監査役の職務を補助する期間中は、指名された使用人の指揮命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。また、当該従業員の評価に関しては、監査役の意見を聴取して行う。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。

ア 会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼす恐れのある事項

イ 月次決算報告

ウ 内部監査の状況

エ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項

② 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、法令に基づく場合のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告する。

② 代表取締役は、監査役と定期的に会合を開き、コンプライアンス面や内部統制の整備状況について意思の疎通及び意見交換を行う。

③ 監査役は、監査法人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

反社会的勢力に関する排除規程を制定・施行し、取締役並びに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断、排除する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する取組み状況

当社は、事業を円滑に推進していく上で、全ての従業員が高い倫理観を持ってコンプライアンスを実践することが重要と認識しています。

本年度のコンプライアンスに関する主な取組みは下記の通りです。

・「取締役会規程」「職務権限規程」等を制定し、全ての取締役、使用人が法令、定款、社内規程等に違反する行為を事前に防止しています。
・従業員に対するコンプライアンス教育を実施しました。
・第三者機関及び当社を通報窓口とする内部通報制度の運用をしています。

(2) リスク管理体制に関する取り組み状況

当社は、多様化するリスクに対処するため、リスクマネジメント委員会を設置し、重点リスクの洗い出し、対応計画の策定など、リスクマネジメント活動のPDCAサイクルを運用・統括しています。

本年度のリスク管理体制に関する主な取り組み状況は下記の通りです。

・「大規模災害」「情報漏えい」を全社重大リスクとして設定。また、各リスクオーナーによるリスク評価・実行計画を策定しています。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役監査の実効性が維持向上されるよう規程・体制の整備に努めています。

本年度の監査役監査の実効性の確保に関する主な取組みは下記の通りです。

・取締役会等の重要会議へ出席しています。
・代表取締役等の意見交換、社外役員との会合等を通じての重要課題等について共有化と連携しています。

株主資本等変動計算書

（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	243,866	233,866	△95,136	△95,136	382,595	382,595
当期変動額						
新株の発行	110,400	110,400			220,800	220,800
当期純利益			153,115	153,115	153,115	153,115
当期変動額合計	110,400	110,400	153,115	153,115	373,915	373,915
当期末残高	354,266	344,266	57,979	57,979	756,511	756,511

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物　　８～24年

工具、器具及び備品　　３～８年

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備える為、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度は各取引において回収可能性の検討をした結果、該当する取引がないため貸倒引当金を計上しておりません。

（2）受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備える為、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、当事業年度は受注契約において損失が見込まれる契約がないため受注損失引当金を計上しておりません。

4．収益及び費用の計上基準

（1）当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる受注契約

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

（2）その他の受注契約

工事完成基準

5．その他計算書類作成の為の基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

1．新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与えております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期等を正確に予測することは困難状況ではありますが、現時点では繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに与える影響は限定的であると考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式　922,800株

2．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

4．当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式　125,400株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,144千円
繰越欠損金	20,117
その他	1,306
繰延税金資産小計	23,568
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,217
評価性引当額小計(注)	△1,217
繰延税金資産合計	22,351

(注)　当事業年度において繰越欠損金の使用等により、繰延税金資産から控除された額(評価性)が、45,687千円減少しております。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割	0.3
評価性引当金の増減額	△14.3
繰越欠損金	△15.3
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.7

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としておりますが、必要に応じて運転資金を銀行借入により調達しております。なお、当社は、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、差入保証金は、本社オフィス賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが２ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権については、与信管理規程に基づき、与信を管理し、取引先の信用状況を把握すること等により、当該リスクを管理しております。

営業債務については、流動性リスクに晒されていますが、当該リスクについては、月次単位で支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における売上債権のうち、金額上位３社が全体の41.9％を占めております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	753,495	753,495	—
(2) 売掛金	124,724	124,724	—
(3) 差入保証金	6,486	6,502	16
資産計	884,705	884,722	16
(1) 買掛金	79,251	79,251	—
(2) 未払金	9,931	9,931	—
(3) 未払費用	33,703	33,703	—
負債計	122,886	122,886	—

(注１) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、合理的に見積った敷金の返還予定時期に基づき、安全性の高い債券の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	753,495	―	―	―
売掛金	124,724	―	―	―
差入保証金	―	6,486	―	―
合計	878,219	6,486	―	―

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産　　819円80銭

１株当たり当期純利益　　180円46銭

（注）当社は2020年６月16日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。